慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	宇野利右衛門著 職工優遇之根拠
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.9 (1916. 9) ,p.1317(123)- 1331(127)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160901-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

しては四分内外の利子を支拂ふと同時に借主よりは最低七分内外より一割前後の利子を徴收せりと雖も、預金利子と貸付利子との間に於ける此三四分の開きは銀行が二個の價値時差を有せるが故に生ずるものに非ずして、此等差は銀行が借主より徴收する保險料並に手數料を構成するものなりとす。換言すれば一定の時には一定の價値時差を有し、之より以下にて資金を供給する者あらば預り、夫れ以上の純利子歩合（普通の利子歩合より保險料並に手數料の率を控除せるもの）を以て資金の融通を請ふ者あるときは其要求に應ずるものなりとす。

以上論述せる所簡に失して意を盡さゞる點少からざるも、其補足は紙面の都合に依り他日に之を讓らんと欲す。

批評と紹介

宇野利右衛門著『職工優遇法之根據』

大正五年六月（大阪市）工業教育會發行
菊版三百八十頁附錄四十八頁正價金二圓五十錢

本書は我國特種の勞働問題の熱心なる研究者として有名なる宇野氏が執筆しつゝある全編二十四冊より成る一大著述『職工優遇論』の第二篇なりとす。第一篇は『職工問題解決法』と題して大正四年十月上梓せられしが、吾人は同年十二月の本誌紙上に於て其所論の梗概を紹介せり。著者は此回發表せし第二篇に於て職工優遇法の發達を叙説し、本年十一月中に上梓す可き第三篇に於て職工優遇論の根抵に論及するの豫定なりしが、第一篇に於て著者が力説せる職工の優遇論に對して幾多の人士が批評を加へたるのみならず、固より宇野氏の持説に對しては有力なる反對説を懷く者少からざるを以て、氏は自説の妥當なることを最初に於て證明し置くの必要ありと思惟し、既定の計畫を變更して、第三篇を繰上げ第二篇となし、茲に職工優遇論の根據を一層綿密に説明するに至れるものなり。

曩に本誌紙上に於て紹介せるが如く、宇野氏が本邦職工の狀態を改善する最良の方法として推奬するは工場法の實施又は職工組合の奬勵等のみに依賴せずして、職工に對する備主の優遇を主法とし、工場法、職工組合等をば補助手段として用ゆ可しと云ふに在り。吾人が茲に紹介する第二篇『職工優遇法之根據』は即ち此所説を辯護する爲めに著はされたるものに外ならず。

著者は我國の勞働者の勞働並に生活狀態の改善を促進する方策として工場法の如き國家的説備若しくは職工組合の如き自助的又は自衛的手

段よりも寧ろ勞働者に對する傭主の自發的優遇を推擧する理由として先づ我國に於ける職工組合の甚だ振はざるのみならず近き將來に於ても大に發達し有力なる勞働者自衛の機關となる可き見込なきの一事を擧げたり。而して職工組合が我國に於て振はざる原因は著者宇野氏の說に據れば我國に特種の事情の存ずるが故なりとす一は即ち國民思想上の缺陷是れなり。職工組合の發達を妨げたる國民思想上に缺陷として宇野氏の擧げたるは(甲)あきらめの陋風、(乙)勞働を賤しむ弊風、(丙)職工が責任を重んぜざることと即ち是れなりとす。職工組合不振の原因の二は職工組織の弱點に在り。職工組織の缺點とは(1)職工の多數が女子なること、(2)職工の多數が一時的出稼人なること、(3)寄宿舍生活を爲せる者多きこと、(4)職工の大多數が劣等なること即ち是れなり。此兩原因以外に我國に於て職工組合が未だ歐米各國に於けるが如く有力の機關とならざる理由として宇野氏の指摘せるは(三)我國には未だ階級思想の發生せざること、(四)一般社會が勞働問題を解せざること、(五)勞働爭議に關して新聞雜誌記者が不注意不謹愼の態度を持し同盟罷工の狀態等を針小棒大に報道論議すること、(六)職工組合は國體並に國民性と相容れざること等なり。

而して著者の說に據れば、此最後の職工組合の發達と我國體と國民性と相容れざるの一事は一面に於て職工組合の如き自助的救濟法並に工場法の如き國家的即ち强制的救濟法の無効を暗示すると同時に又一方に於ては雇傭主の職工優遇を可とするの積極的理由なりとす。曰く、我國民は世界に比類なき皇室を上に戴き燃ゆるが如き忠君愛國の熱情を有する天皇の赤子より成るを以て、職工組合の如き資本主對勞働者間の爭鬪に依りて職工問題を解決せんと試みるよりは寧ろ『我大日本皇國の建國の理想、歷史の事實に順ひ雇者も被雇者も愛敬の和魂を以て互に相親し國家も亦一視同仁の心を以てこれを輔導奬勵し社會の人々も亦た各自の分に應じて血族たり、天皇陸下の赤子たる同胞の爲めに其幸福の增進に力を盡す』に若かざるなり。加之、我國民性も亦職工問題の解決をば雇主並に被雇人間の利己的折衝に之を求めずして寧ろ兩者間の融和殊に後者に對する前者の愛他心的態度に之を求むに適せり。而して著者が我國民性として擧ぐるは（一）忠誠心、（二）潔白を尙ぶ心、（三）祖先を崇び家名を重んずる心、（四）現實を重んずる心、（五）自然に對する愛好心、（六）樂天快濶の性質、（七）銳敏なる性向、（八）同化力强き性質、（九）情緖的なる事の九個の特性及び總てこれに伴ふ美點と缺點なりとす。

然かも著者の重きを置く雇主の職工優遇は單純なる雇主愛他心に其基礎を求むるものに非ずして、著者は加藤弘之博士の說を論據として愛他心に（一）感情的、（二）知略的、（三）敎養的の三種の區別を認め、職工に對する工場主の優遇的精神も此三種の愛他心に其基礎を有するものなりとせり。第一の感情的愛他心とは單純なる溫情に過ぎざるも、第二の知略的愛他心とは他人を好遇することが自己に取りて有利なる場合に人の懷くものにして、第三の敎養的愛他心とは宗敎、德敎等が人爲的に奬勵發達せしむるものを云ふ。而して第一の感情的愛他心は少數の人に對して實行せらるゝものにして、何人と雖も無數の人に對して均しく個人的溫情を懷くは不可能なり。從つて若し大工場主が單に此感情的愛他心を有するに止まらば、多數の職工は其恩惠に浴することを得ざる可し。されど、知略的敎養的愛他心は相手の人數の多少を問はずして行はるゝものなるを以て、此兩種の愛他心に基づく工場主の勞働者優遇の精神は良好の結果を齎らすに至る可し。

著者は最後に我國に於ける工業家の職工優遇の數例を擧げ其結果の良好なりしを示し、我國の職工問題の解決法としては職工優遇を以て最も有効なりと力説せり。尙ほ卷尾には第一篇『職工問題解決法』に對する諸新聞雜誌の批評を錄載す。

以上は『職工優遇法之根據』所説の大要なるが吾人は我國の職工問題の解決には工場法、職工組合並に職工優遇の三者を必要とするものなりとの著者の意見に對しては贊成するも、著者が其中職工優遇のみを力説して他の兩解決法を殆んど無視するのみならず、動もすれば兩者殊に職工組合を以て全く無効なる解決手段と看做さんとするが如き態度を示せるを遺憾とせざるを得ず。著者は我國の職工問題の解決には國家、一般社會、工場主、職工自身の四者が協力して之に當るを要すと論じ、此方法をば『綜合的職工優遇法』と稱せるにも拘はらず、其中工場主の職工優遇のみを詳説するは聊か物足らぬ感なきを得ず。吾人が本書を通讀して得たる印象は著者の力説せるは此所謂綜合的職工優遇法に非ずして寧ろ單純なる傭主の優遇なりとす。

勿論職工の優遇固より可なるのみならず、此方法に依る職工問題の解決は或は最も理想的なる可し。此點に於て吾人は著者の見解に左袒するものなるも、結局多くの場合に於ては一個の理想に過ぎざるの虞なきや。縱令國家又は社會が干渉する際に於ても、賃銀の値上、勞働時間の短縮、工場の衛生設備等は結局雇主に依りて行はるゝものなれば、國家が何等の壓迫を加へざるに工場主が自發的に職工を優遇するとせば之に優る職工問題の解決法なきは勿論なるも、若し工場主が自發的に之を行はずとせば、果して如何。此際には職工の自衛自助を目的とする職工組合の活動を必要とせずや。若し又職工自身が自助的能力を有せざる場合に工場法等の規定に基きて國家が强制的に工場主をして職工を優遇せしむるの必要なしと云ふを得るか。

著者が工場主をして自發的に職工優遇を講せしむることを推奬するは甚だ良し。されど斯くの如き理想論が到底有効的に完全に實現せらるゝことなきは衛生思想並に教育思想の發達せる歐米先進國に於てすら尙ほ社會衛生並に國民教育を强制的に行ふ必要あるを見ても明かなり。自己の生命健康愛兒の將來の幸福に一大影響を及ぼす可き衛生、教育問題に關してすら國家の干渉を必要とせるに、況して何等肉親の關係なき勞働者に對する優遇に關して國家の干渉を俟つの要なきの理あらんや。

要するに著者の所説は一篇の理想論として之を觀る可きものなるが如し。然かも理想論としては大に敬聽するの價値あり。殊に工場法又は職工組合を以て職工問題の唯一の解決法なるが如く思惟せる論者が精讀熟誦せば啓發せらるゝ所少からざる可し。